

公文書の開示に関する実施状況

【銚子市】

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの請求及び申出

1 情報公開請求等の受付状況

請 求		申 出		合 計	
人	件	人	件	人	件
27	44	0	0	27	44

(注) 人数は、実人数である。

2 実施機関別請求等の処理状況

実施機関	請求・申出の内訳		処理件数		処 理 内 訳									
	請求	申出	請求	申出	開 示		部分開示		不開示		不存在等		取下げ	
					請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出	請求	申出
市 長	22		23		18		2				3			
秘書広報課														
企画財政課														
総務課			4		3		1							
市民課														
税務課			4		1						3			
社会福祉課														
子育て支援課			2		1		1							
高齢者福祉課														
健康づくり課														
観光商工課			1		1									
水産課														
農産課														
都市整備課			12		12									
生活環境課														
会計課														
教育委員会	14		24		14		10							
選挙管理委員会														
監査委員														
農業委員会														
固定資産評価審査委員会														
消防長	2		2		2									
水道事業管理者	6		6		4		2							
議会														
合 計	44		55		38		14				3			

(注1) 1件の請求に対し、複数の決定内容があるものについては、「処理件数」欄及び「処理内訳」欄にそれぞれ1件として計上しています。

(注2) 処理内訳の区分の意味は、それぞれ次のとおりです。

- ・「開 示」： 請求者等の求める公文書をすべて開示する場合
- ・「部分開示」： 開示することが不適当なものとして条例で定める不開示情報を除いて開示する場合
- ・「不 開 示」： 請求者等の求める公文書に記録されているすべての情報が不開示情報に該当するため開示しない場合
- ・「不存在等」： 請求者等の求める公文書が存在しない等の理由により請求等を拒否する場合
- ・「取 下 げ」： 開示請求等の後に請求者等から請求等を取下げする場合

3 不開示等の理由別内訳

不開示等の理由	請求	申出	合計
第8条 不開示情報	15	0	15
第1号 法令秘情報			0
第2号 個人情報	1		1
第3号 事業活動情報	2		2
第4号 公共安全等情報			0
第5号 国等との協議等情報			0
第6号 審議、検討等情報	10		10
第7号 事務事業執行情報	2		2
請求拒否	3	0	3
第11条 公文書の存否に関する情報			0
第12条第3項 不存在等	3		3
合計	18	0	18

4 行政不服審査法に基づく審査請求の状況

令和元年度に審査請求はありませんでした。